

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイケンホウシン ハクコウカイ					
法人名	社会福祉法人 薄光会					
法人所在地	〒	299-1607				
	千葉県富津市湊1070-3					
フリガナ						
書類作成担当者						
連絡先	電話番号	0439-67-3711	FAX番号	0439-67-3722	E-mail	hakukou@hakukou-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	46,831,358	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0	円
(ア) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		円
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額		円
(ウ) 前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)		円
(エ) 前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	

【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)ロ、5の記載は不要である。
また、処遇改善加算(V)または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ・ ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii) (イ) の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ) の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii) (エ) の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	46,831,358	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ることを)	73,728,668	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	448,162,354	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	374,433,686	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	421,769,937	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	44,288,311	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	2,866,982	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	180,958	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

【記入上の注意】

- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i) (ア) の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ④ ii) (イ) の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ) の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii) (エ) の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(㉔)			12,895,252 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ることを)			65,637,253 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			505,029,601 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			439,392,348 円
(ア)前年度の賃金の総額			487,111,404 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			44,323,775 円
(ウ)前年度の特定加算の総額			3,214,323 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			180,958 円
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	132,299,503 円	256,949,524 円	53,002,038 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	412.8 人	1,055.7 人	187.2 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	34.4 人	87.9 人	15.6 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	320,493 円	243,393 円	283,131 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(㉔)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○ (A)のみ実施 (12,895,459 円) (12,895,459 円)		
	○ (A)及び(B)を実施 (12,895,316 円) (5,661,139 円) (7,234,177 円)	6,856 円	
	● (A)(B)(C)全て実施 (12,895,277 円) (5,392,819 円) (6,891,250 円) (611,208 円)	6,531 円	3,265 円
	○ 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)		
	月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	21 人(見込)	
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他				
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容)				
	福祉職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 ○月給:11,000円~68,800円の増額 ○日給:1,600円~2,250円の増額 ○時間給:120円~250円の増額 手当 資格手当、オンコール手当の新設、特殊業務手当、住宅手当、通勤手当の増額 賞与 基本給の増額に伴う賞与額の増加額、世話人・パート職員への賞与 法定福利費 賃金改善及び短時間労働者の健康保険、厚生年金保険加入による事業主負担分の増加 平成23年4月から処遇改善加算を取得しており、上記の額には、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
(上記取組の開始時期)	平成 24 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	○次の条件のいずれか満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ○サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続10年以上の者 ○強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) ○通算10年以上の経験がある生活支援員で資格取得者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士) ○通算10年以上の経験がある生活支援員でリーダー職員 ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。その内薄光会勤務通算5年以上を条件とする		
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)		
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)		
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(賃金改善に関する規定内容)		
	○待遇改善手当の新設(受給した福祉・介護職員等特定処遇改善加算額を超える額を賃金改善額とし、そこから法定福利費の事業主負担分を控除した額を待遇改善手当として支給する。支給額は区分1の平均額は区分2の平均金額の2倍以上とし、また区分2の平均額は区分3の平均額の2倍以上とする) 待遇改善手当の額を次のとおりとする 経験・技能のある障害福祉人材:月額8,550円~16,520円(労働時間1時間当たり50円~96円) その他の障害福祉人材:月額4,960円~6,228円(労働時間1時間当たり25円~48円) その他の職種:月額2,410円~2,484円(労働時間1時間当たり12.5円~24円) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
(上記取組の開始時期)	令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)		

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④ii)(エ)」、「(2)④ii)(エ)」又は「(3)⑤ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハイ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・休日に参加した場合の研修会の参加費、交通費の支給、図書購入費の支給 ・図書書類を整備し、研修での活用や職員個人への貸出を実施 ・資格取得のための講習や実技研修等を勤務として取り扱っている。
<input checked="" type="checkbox"/> イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input checked="" type="checkbox"/> イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・ 処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
	<input type="checkbox"/> その他:
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input checked="" type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページ への掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
この他の方法 による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他()	/	<input type="checkbox"/> 予定

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 5 月 1 日 法人名 社会福祉法人 薄光会
代表者 職名 理事長

氏名 栗原 祥浩



別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 薄光会
-----	------------

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	46,831,358
---------------------------	------------

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 障害福祉サービス等報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あたり の単価 [円](b)	新規・継続の 別	(1)福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職員 処遇改善加算 の見込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村						算定する 福祉・介護職員処 遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月(d)	
11211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	施設入所支援	756,690	10.20	継続	加算 I	6.90%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	6,390,696
21211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	障害者支援施設:生活介護	1,224,350	10.18	継続	加算 I	6.90%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	10,320,084
31211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設含む。)	119,893	10.60	継続	加算 I	6.90%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	1,052,268
41213900044	千葉県知事	千葉県	鴨川市	鴨川ひかり学園	生活介護	965,058	10.00	継続	加算 I	4.20%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	4,863,888
51211200090	千葉県知事	千葉県	富津市	湊ひかり学園	生活介護	776,712	10.18	継続	加算 I	4.20%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	3,985,080
61251200039	千葉県知事	千葉県	富津市	デイサービスセンター 湊ひかり学園	放課後等デイサービス	162,440	10.18	継続	加算 I	8.10%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	1,607,328
71221200049	千葉県知事	千葉県	富津市	ケアホームCOCO	共同生活援助(指定共同生活援助)	1,028,778	10.24	継続	加算 I	7.40%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	9,354,792
81211200132	千葉県知事	千葉県	富津市	太陽のしずく	生活介護	1,003,872	10.18	継続	加算 I	4.20%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	5,150,580
91251200075	千葉県知事	千葉県	富津市	太陽のしずく	放課後等デイサービス	115,327	10.18	継続	加算 I	8.10%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	1,141,152
101223900042	千葉県知事	千葉県	鴨川市	ひなたホームズ	共同生活援助(指定共同生活援助)	249,163	10.00	継続	加算 I	7.40%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	2,212,560
11	千葉県知事	千葉県	富津市	あおいそら	生活介護	152,550	10.18	新規	加算 I	4.20%	令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月 (10 ヶ月)	652,240
12	千葉県知事	千葉県	富津市	あおいそら	自立訓練(生活訓練)	17,353	10.18	新規	加算 I	5.70%	令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月 (10 ヶ月)	100,690
13											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
14											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
15											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
16											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
17											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
18											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
19											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
20											令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	

法人名 社会福祉法人 薄光会

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 12,895,252

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 障害福祉サービス等報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算					
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	算定する福祉・ 介護職員等特定処遇 改善加算の 区分	加算率 (e)	配置等要件	算定対象月(f)	福祉・介護職員等特定処遇 改善加算の見込額 (a×b×e×f) [円]
11211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	施設入所支援	756,690	10.20	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	1,759,752
21211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	障害者支援施設:生活介護	1,224,350	10.18	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	2,841,756
31211200082	千葉県知事	千葉県	富津市	豊岡光生園	短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設等)	119,893	10.60	継続	区分なし	1.9%	-	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	289,752
41213900044	千葉県知事	千葉県	鴨川市	鴨川ひかり学園	生活介護	965,058	10.00	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	1,621,296
51211200090	千葉県知事	千葉県	富津市	湊ひかり学園	生活介護	776,712	10.18	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	1,328,352
61251200039	千葉県知事	千葉県	富津市	デイサービスセンター 湊ひかり学園	放課後等デイサービス	162,440	10.18	継続	特定加算I	0.7%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	138,900
71221200049	千葉県知事	千葉県	富津市	ケアホームCOCO	共同生活援助(指定共同生活援助)	1,028,778	10.24	継続	特定加算I	1.8%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	2,275,488
81211200132	千葉県知事	千葉県	富津市	太陽のしずく	生活介護	1,003,872	10.18	継続	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	1,716,852
91251200075	千葉県知事	千葉県	富津市	太陽のしずく	放課後等デイサービス	115,327	10.18	継続	特定加算I	0.7%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	98,616
101223900042	千葉県知事	千葉県	鴨川市	ひなたホームズ	共同生活援助(指定共同生活援助)	249,163	10.00	継続	特定加算I	1.8%	福祉専門職員配置等加算	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	538,188
11	千葉県知事	千葉県	富津市	あおいそら	生活介護	152,550	10.18	新規	特定加算I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和2年6月~令和3年3月(10ヶ月)	217,410
12	千葉県知事	千葉県	富津市	あおいそら	自立訓練(生活訓練)	17,353	10.18	新規	特定加算I	3.9%	福祉専門職員配置等加算	令和2年6月~令和3年3月(10ヶ月)	68,890
13											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
14											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
15											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
16											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
17											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
18											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
19											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
20											-	令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シヤカイフクシホウジン ハツコウカイ					
法人名	社会福祉法人 薄光会					
法人所在地	〒	299-1607				
	千葉県富津市湊1070-3					
フリガナ						
書類作成担当者						
連絡先	電話番号	0470-36-3211	FAX番号	0470-36-3253	E-mail	miyoshi@hakukou-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額	19,423,668	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ることを)	22,257,939	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	111,471,921	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	89,213,982	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	110,167,881	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	19,538,460	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	1,415,439	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

【記入上の注意】

- (1)④ i) の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア) の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i) の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)④ ii) (イ) の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び (ウ) の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ) の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 介護職員処遇改善加算の取得状況			
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
④ 特定加算の算定対象月			
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(e)	5,965,248	円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ることを)	6,061,917	円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	129,548,049	円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	123,486,132	円	
(ア)前年度の賃金の総額	144,543,202	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	19,538,460	円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	1,518,610	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円	
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	69,640,857 円	19,642,293 円	34,202,982 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	219.6 人	126.0 人	144.0 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	18.3 人	10.5 人	12.0 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	317,126 円	155,891 円	237,521 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (5,965,434 円) (5,965,434 円)		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (5,965,340 円) (4,635,536 円) (1,329,804 円)	10,554 円	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (5,965,466 円) (4,111,790 円) (1,179,612 円) (674,064 円)	9,362 円	4,681 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)		
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	9	人(見込)	
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)		

【記入上の注意】

- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものを除く。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑦ i) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ iii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	給与規程 【昇給・給与の改定と評価】改定は、1年を単位として実施する「自己評価申告/人事評価票」での評価に基づいて査定します。 資格取得により責任等級を変更するときは、「基本給基準」の中途採用任用基準を準用し、要件を満たした月の翌月から改定を行います。 家族基準手当(子)の増額 6,500円→10,000円 配偶者がいない場合の子のうち1人 11,000円→15,000円 資格手当(正看護師、管理栄養士)の増額 2,000円→5,000円
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	給与規定 経験・技能のある支援員、介護職員、サービス管理責任者等で、事業所の裁量で設定 *介護福祉士で、他法人の関連業務勤務期間も含め10年以上
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由) ()
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	給与規程 特定処遇改善加算一時金を廃止し待遇改善手当を新設 受給した福祉・介護職員等特定処遇改善加算額を超える額を賃金改善額とし、そこから法定福利費の事業主負担分を控除した額を処遇改善手当として支給します。なお、手当の額は国および事業所内配分ルールに則ったものとし、調整により変動することがあります。 配分ルールと職員の区分 職員を次の3つに区分し、待遇改善手当の総額を配分します。 区分1の平均額は区分2の平均額の2倍以上とし、また区分2の平均額は区分3の平均額の2倍以上とします。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 人事評価表にて自己目標を掲げ、定期的に個別面談することで、相互に意見交換を行い資質向上を目指しています。 年度当初に研修計画を作成し、定期的に研修を実施。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>資格取得のために必要な実習・研修への参加に対し、勤務の配慮・研修費の支給。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
<input type="checkbox"/> その他:	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
<input type="checkbox"/> その他:	

5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他()	/	<input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 8 日 法人名 社会福祉法人 薄光会
代表者 職名 理事長 氏名 栗原 祥浩



別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 慈光会

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 19,423,668

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算			介護職員処遇改善加算の見込額 (a×b×c×d) [円]	
		都道府県	市区町村					新規・継続の別	算定する介護職員処遇改善加算の区分	加算率(c)		算定対象月(d)
1127800037	千葉県	千葉県	南房総市	三芳光陽園指定通所介護事業所	通所介護	409,304	10.00	継続	加算1	5.90%	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	2,897,868
2127800045	千葉県	千葉県	南房総市	三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	204,188	10.00	継続	加算1	8.30%	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	2,033,712
3127800060	千葉県	千葉県	南房総市	特別養護老人ホーム三芳光陽園	介護老人福祉施設	1,455,030	10.00	継続	加算1	8.30%	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	14,192,088
4											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
5											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
6											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
7											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
8											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
9											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
10											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
11											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
12											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
13											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
14											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
15											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
16											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
17											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
18											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
19											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
20											令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 薄光会

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 5,965,248

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等 特定処遇改善加 算の見込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	(1) 算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	(2) 加算率 (c)	(3) 介護福祉士配置等要件	(4) 算定対象月(d)	
11278000037	千葉県	千葉県	南房総市	三芳光陽園指定通所介護事業所	通所介護	109,304	10.00	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(1)イ	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	589,392
21278000045	千葉県	千葉県	南房総市	三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	204,188	10.00	継続	特定加算I	2.7%	サービス提供体制強化加算(1)イ	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	661,560
31278000060	千葉県	千葉県	南房総市	特別養護老人ホーム三芳光陽園	介護老人福祉施設	1,155,030	10.00	継続	特定加算I	2.7%	日常生活継続支援加算(1)	令和2年4月~令和3年3月(12ヶ月)	4,714,296
4												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
5												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
6												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
7												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
8												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
9												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
10												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
11												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
12												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
13												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
14												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
15												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
16												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
17												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
18												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
19												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	
20												令和 年 月~令和 年 月(ヶ月)	